

# 10月から要介護認定方法が変更されました

4月から、介護保険の要介護認定の方法が変わりましたが、認定調査員がご本人を訪問して行う調査は、10月からさらに一部変更されることとなります。調査の際には、ご本人の普段の様子を認定調査員に詳しくお伝えください。

## ◆要介護認定方法見直し点Q&A

**Q1 今回の見直しは、なぜ行われたのですか？**

**A1** 平成21年4月に見直された要介護認定について、専門家や利用者・家族の代表者などからなる厚生労働省の検討会で検証が行われ、その結果、認定調査の方法を一部見直すこととなりました。具体的には、認定調査の一部の項目について、日ごろの状態をより重視することとするなど、調査項目の考え方が一部変更されました。

**Q2 今回の見直しにより、要介護度の仕組みそのものが変わるのですか？**

**A2** 要介護度は病気などの重症

度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。これまでどおり、「要支援1〜2、要介護1〜5」の7段階であり、要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。

**Q3 更新申請を行う際に、更新前の要介護度を選択できますか？**

**A3** 10月1日から、見直しを行った要介護認定の調査方法が実施され、実際の判定結果をもつて要介護度が決定されます。

※要介護認定についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。



### 10月からの要介護認定方法の流れ

#### ①申請をします

市町村の介護保険担当窓口にて要介護認定の申請を行います。

#### ②心身の状態を調査します

- 認定調査  
本人の心身の状態を調べるため、認定調査員が訪問します。
- 主治医意見書  
主治医の先生により、意見書が作成されます。

#### ③どのくらい介護の労力が必要か審査し、認定します

- 1次判定  
認定調査の結果をコンピューターで分析します。
- 2次判定  
専門家からなる審査会において、次の資料を用いた審査が行われます。  
①1次判定の結果  
②認定調査の特記事項  
③主治医意見書

●認定  
審査会の判定をもとに、市町村が要介護度の認定を行います。

#### ④認定結果通知が届きます

### 主な見直し点・留意点

- 実際のご本人の状態や介助の程度を拝見させていただきます。また、普段の様子なども伺います。
- 9月までに申請いただいた場合の調査に比べ、10月以降に申請いただいた場合、日ごろの状態に関する情報などについて、より詳しく伺うことがあります。
- ご本人やご家族が普段困っていることや不便に思っていることは、具体的に遠慮なくお伝えください。
- 平成21年4月から、最近の介護サービスの開発・進歩に合わせ、より適切に介護の手間のかかり方を判定するために、使用するデータを更新しています。
- 「認定調査」などでお伺いした、より具体的な内容をもとに、審査会で総合的に判断されます。

問い合わせ 市高齢福祉課 ☎内線1753